

2020. 9. 19

シュローダー日本株ESG フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式

◆この目論見書により行なう「シュローダー日本株ESGフォーカス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年9月18日に関東財務局長に提出しており、2020年9月19日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2020年9月18日
発行者名	: シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 黒瀬 憲昭
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

Schroders

シュローダー・インベストメント・マネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	32
第3【ファンドの経理状況】	38
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	52
第三部【委託会社等の情報】	53
約款	81

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

シュローダー日本株ESGフォーカス・ファンド（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の基準価額に 3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2020年9月19日から2021年3月22日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
わが国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格
 - 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
追加型投信		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド
	年 2 回	日本	
	年 4 回	北米	
	年 6 回 (隔月)	欧州	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ
		オセアニア	
	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

①

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

■ファンドは、主としてシュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて投資を行います。

②

銘柄選定にあたってはESGの観点を加味します。

■株式の銘柄選定にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価におけるESG(環境・社会・ガバナンス)の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。

③

ESGの観点を組み入れた運用アプローチに強みを持つシュローダー・グループ*が運用を担当します。

■創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。

■マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の日本株式チームが運用を担当します。

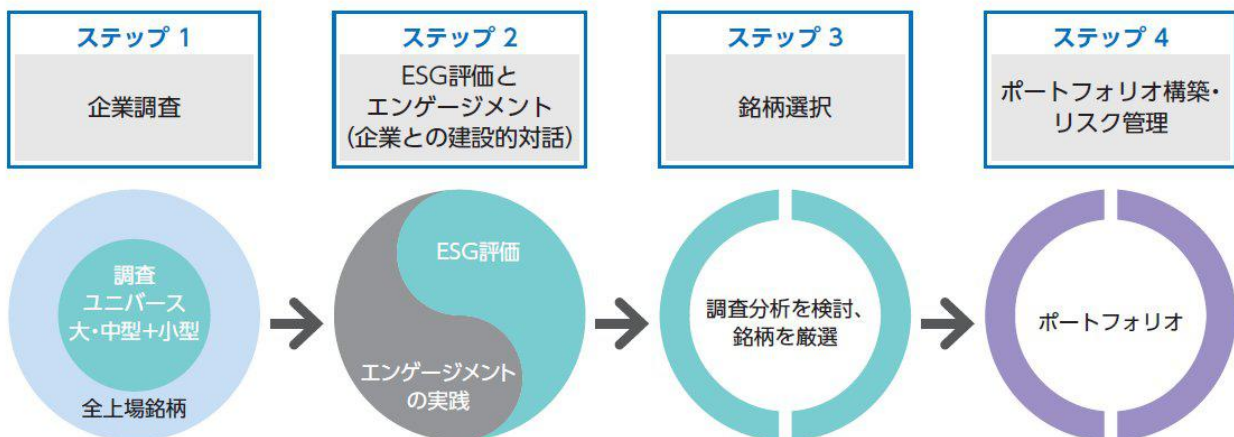
*シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。

運用プロセス

シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

企業調査により持続的に利益成長が期待されると判断する企業を発掘し、ESGの観点を重視した銘柄選定により集中投資を行います。

また、エンゲージメント(企業との建設的対話)による投資先企業の定性評価改善もリターンの源泉とします。



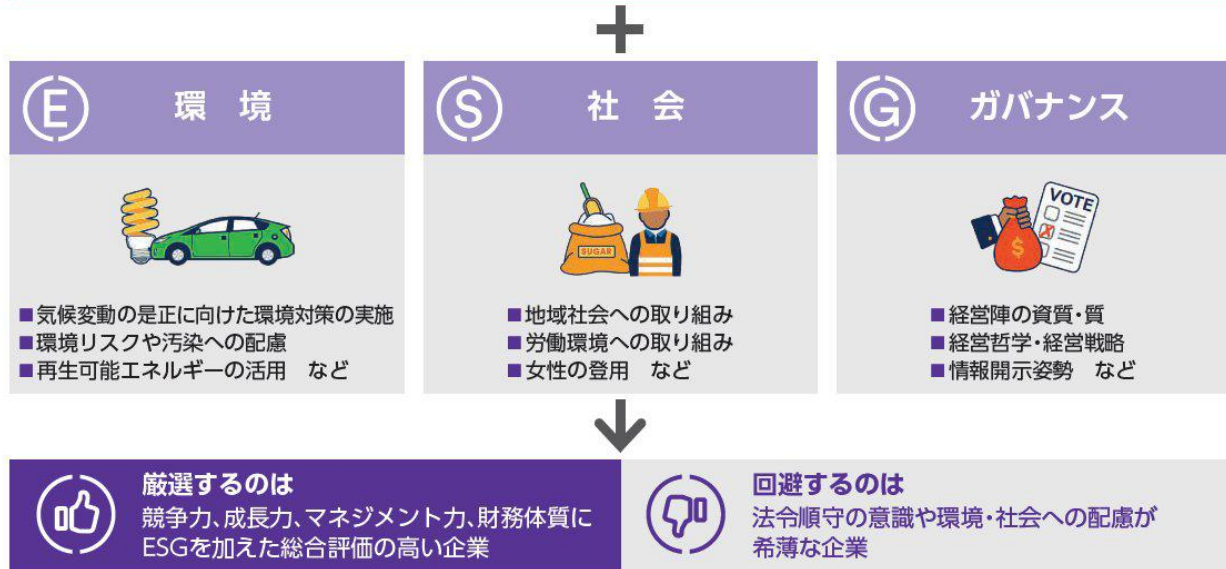
※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

運用手法

伝統的な企業評価の尺度+ESG

当ファンドは銘柄選択にあたって、伝統的な企業評価に加えて、ESG(環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance))の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資することで、中長期的な信託財産の成長を目指します。

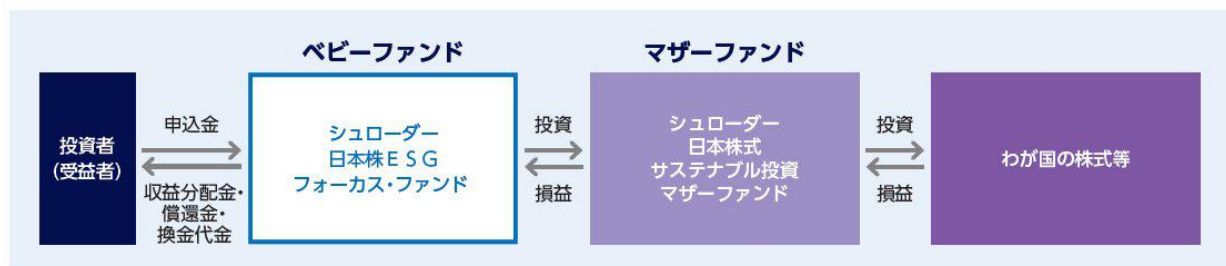
伝統的な企業評価の尺度 (利益率、キャッシュフロー、バランスシートの状況など)



※上記はESGを銘柄選択に取り入れる考え方をイメージ図で示したものであり、当ファンドの運用プロセスを示したものではありません。

ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。



※本書において「実質的な主要投資対象」および「実質投資割合」とは、それぞれ、マザーファンドが投資する最終的な投資対象資産(株式等)およびその投資割合をいいます。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

年1回の決算時(原則6月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等を勘案し委託会社が決定します。
なお、分配を行わないことがあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・ 4,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

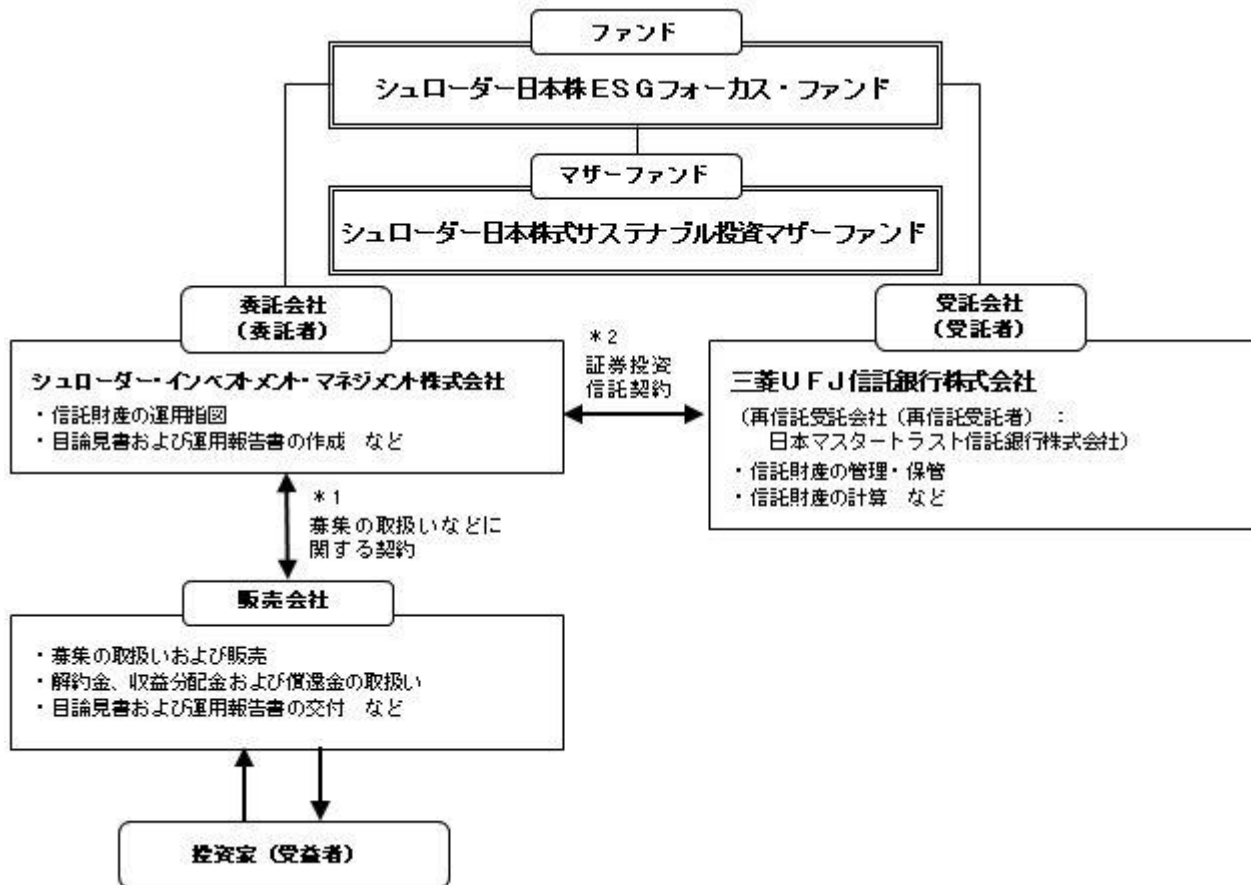
(2) 【ファンドの沿革】

2019 年 7 月 26 日

- ・信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



*1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況 (2020 年 6 月末現在)

1) 資本金

490 百万円

2) 沿革

1985 年 12 月 10 日 : 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

1991 年 12 月 20 日 : シュローダー投信株式会社設立

1997年4月1日：シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

2007 年 4 月 3 日 : シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

2012 年 6 月 29 日 : ジュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス 1	9,800 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に、主としてわが国の株式を投資対象とします。
- ② 株式の実質組入比率は原則として高位を基本とします。
- ③ 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価における ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。また、エンゲージメント（企業との建設的対話）を通じて、ESG の観点で今後の改善が期待できる企業に対しても長期的視点で投資します。

*シュローダー・グループとは、シュローダーplc を直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。

- ④ 株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- ⑤ 資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主な投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、ファンドの約款第 22 条から第 25 条までに定めるものに限りします。）

ハ) 約束手形

ニ) 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 1 号で定めるものをいいます。）
- 2) 地方債証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 2 号で定めるものをいいます。）
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 3 号で定めるものをいいます。）
- 4) 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 5) 社債券（相互会社の社債券を含みます。）（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。）
- 6) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（下記 7）、8）および 11）に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- 7) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成 5 年法律第 44 号）に規定する優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 8) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
- 9) 株券または新株予約権証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 9 号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 11) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 12) 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 12 号で定めるものをいいます。）
- 13) 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 13 号で

- 定めるものをいいます。)
- 14) 信託法（平成 18 年法律第 108 号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。)
 - 15) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号で定めるものをいいます。)
 - 16) 抵当証券法（昭和 6 年法律第 15 号）に規定する抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)
 - 17) 外国または外国の者の発行する証券または証書で 1) から 9) までまたは 12) から 16) までに掲げる証券または証書の性質を有するもの（下記 18) に掲げるものを除きます。)(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 17 号で定めるものをいいます。)
 - 18) 外国の者の発行する証券または証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもののうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
 - 19) 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準および方法に従い行う金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引にかかる権利、外国金融商品市場（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下 19) において同じ。))において行う取引であって金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引と類似の取引にかかる権利または金融商品市場および外国金融商品市場によらないで行う金融商品取引法第 2 条第 22 項第 3 号もしくは第 4 号に掲げる取引にかかる権利（以下「オプション」といいます。))を表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。)
 - 20) 上記に掲げる証券または証書の預託を受けた者が当該証券または証書の発行された国以外の国において発行する証券または証書で、当該預託を受けた証券または証書にかかる権利を表示するもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
 - 21) 上記に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益または投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして金融商品取引法施行令で定める証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 21 号で定めるものをいいます。)

なお、金融商品取引法第 2 条第 1 項第 9 号の証券または証書ならびに同項第 17 号および第 20 号の証券または証書のうち第 9 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、同項第 1 号から第 5 号までの証券ならびに同項第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号から第 5 号までの証券の性質を有するもの、ならびに同項第 11 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、同項第 10 号の証券および第 11 号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 信託の受益権（上記②、10) に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきものおよび上記②、12) から 14) までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除きます。)(金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。)
- 6) 外国の者に対する権利で上記 5) に掲げる権利の性質を有するもの上記②、10) に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに上記②、17) および 18) に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除きます。)(金融商品取引法第 2 条第 2 項第 2 号で定めるものをいいます。)
- 7) 合名会社もしくは合資会社の社員権（金融商品取引法施行令で定めるものに限ります。))または合同会社の社員権（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 3 号で定めるものをいいます。)
- 8) 外国法人の社員権で上記 7) に掲げる権利の性質を有するもの（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 4 号で定めるものをいいます。)
- 9) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 667 条第 1 項に規定する組合契約、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 535 条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除きます。))のうち、当該権利を有する者（以下 9) において「出資者」といいます。))が出資または拠出をした金銭（これに類するものとして金融商品取引法施行令で定めるものを含みます。))を充てて行う事業（以下 9) において「出資対象事業」といいます。))から生ずる収益の配当または当該出資対象事業にかかる財産の分配を受けることができる権利であって、次のいずれにも該当しないもの（上記②、1) ～21) に掲げる有価証券に表示される権利および③(ただし、9)を除きま

- す。)の規定により有価証券とみなされる権利を除きます。)(金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。)
- イ) 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として金融商品取引法施行令で定める場合における当該出資者の権利
- ロ) 出資者がその出資または拠出の額を超えて収益の配当または出資対象事業にかかる財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利(上記イ)に掲げる権利を除きます。)
- ハ) 保険業法(平成7年法律第105号)第2条第1項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第10号に規定する事業を行う同法第5条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第10条第2項に規定する共済事業を行う同法第4条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第11号、第93条第1項第6号の2もしくは第100条の2第1項第1号に規定する事業を行う同法第2条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2第7項に規定する共済事業を行う同法第3条に規定する組合と締結した共済契約または不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利上記イ)およびロ)に掲げる権利を除きます。)
- ニ) 上記イ)からハ)までに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益または出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして金融商品取引法施行令で定める権利
- 10) 外国の法令に基づく権利であって、上記9)に掲げる権利に類するもの(金融商品取引法第2条第2項第6号で定めるものをいいます。)
- 11) 特定電子記録債権および上記5)から10)に掲げるもののほか、上記②に規定する有価証券および上記5)から10)に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益または投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして金融商品取引法施行令で定める権利(金融商品取引法第2条第2項第7号で定めるものをいいます。)
- この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、公社債の空売りの指図、公社債の借入れの指図、外国為替予約取引の指図、有価証券売却等の指図、資金の借入、担保権の設定を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド>

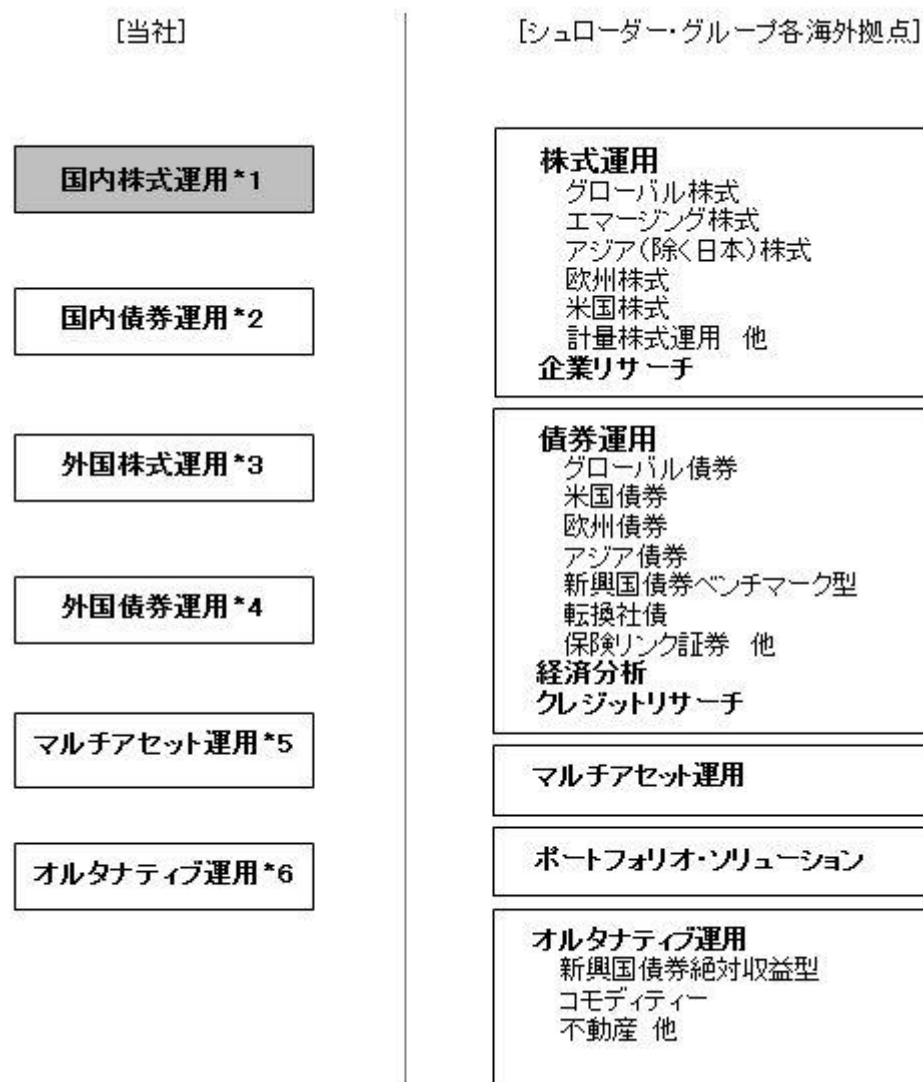
運用の基本方針	
基本方針	信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。
主な投資対象	我が国の株式を主な投資対象とします。コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資態度	① 主として、我が国の株式を投資対象とします。 ② 株式の組入比率は原則として高位を基本とします。 ③ 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価における ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。また、エンゲージメント（企業との建設的対話）を通じて、ESG の観点で今後の改善が期待できる企業に対しても長期的視点で投資します。 *シュローダー・グループとは、シュローダーplc を直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。 ④ 資金の動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ⑧ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ 信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

① 運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（国内株式運用担当）が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



*1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

*2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図

*3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

② 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、運用プロセスから独立した部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は運用プロセスから独立した部門によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、運用部や口座担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

③ 受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

※上記体制は 2020 年 6 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

年 1 回の毎決算時（毎年 6 月 20 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託者が 1) の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。なお、収益分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- 6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 7) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 8) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- 9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。

10) 投資する株式等の範囲

- イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) 上記イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

11) 信用取引の指図範囲

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) 上記イ) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

12) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、価格変動リスクを低減するため、日本国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- ロ) 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、日本国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、価格変動リスクを低減するため、日本国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

13) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格評価会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

14) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ) 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格評価会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- ニ) 14) において「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる日本国内または外国において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ホ) 14) において「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 14) において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 14) において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ヘ) 14) において「直物為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- 15) クレジットデリバティブ取引の運用指図
- イ) 委託者は、価格変動リスクを低減するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イおよび同条第 22 項第 6 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項第 6 号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
- 16) 有価証券の貸付けの指図および範囲
- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) 上記イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 17) 公社債の空売りの指図および範囲
- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ロ) 上記イ) の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ) の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 18) 公社債の借入れの指図および範囲
- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
- ロ) 上記イ) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) 上記イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 19) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 20) 外国為替予約取引の指図および範囲
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ) 上記イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを低減するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ) 上記ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 21) 投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 22) 資金の借入れ
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ) 上記イ) の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を超えない額
 2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額を超えない額
 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えない額
- ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- ニ) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ホ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 23) デリバティブ取引にかかる確認的規定
イ) 委託者または受託者は、この信託約款に基づいて取引指図するデリバティブ取引として、金融商品清算機関（外国の金融商品清算機関を含みます。以下「清算機関」といいます。）が取引の両当事者間に入って当該取引の各当事者の取引相手となり清算される店頭デリバティブ（以下「中央清算されるデリバティブ取引」といいます。）の取引指図をことができ、また、これに伴い、下記の指図をすることができます。
1. 清算ブローカーが債務不履行に陥った場合に、清算機関の規則にしたがって当該清算ブローカーが保有するオープン・ポジションをその他の清算ブローカーに移転または移管するよう当該清算機関に対して指図すること
 2. 清算機関が債務不履行に陥った場合に、オープン・ポジションをその他の清算機関に移管するよう指図すること
 3. その他、中央清算されるデリバティブ取引に関する一切の行為
- ロ) 委託者は、この信託およびこの信託が行うデリバティブ取引に関する情報を、適用法令に従い要請される、取引相手、清算会員、清算機関、取引情報蓄積機関、その他仲介業者およびその他関係者に提供することができます。

24) 担保権等設定にかかる確認的規定

イ) 委託者は、信託財産における特定の資産につき、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、クレジットデリバティブ取引、有価証券の貸付け、公社債の借入れ、外国為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権等の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権等の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

ロ) 担保権等の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2) デリバティブ取引等の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行ないません。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを内容とした運用を行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクの存在する場合があることにご注意ください。

① 組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

② 流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

<その他の留意事項>

① 換金に関する制限

大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。

② ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

換金代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの換金代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

③ 短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 収益分配金に関する留意事項

- 1) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 2) 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 3) 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかつた場合も同様です。

⑤ 信託の途中終了

受益者からの換金の申し出により、ファンドの受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合、または取引市場の大幅な変動などにより運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

⑥ 買付・解約の中止

金融商品取引所等*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）が生じた場合には、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込みの受付けを取り消すことがあります。

*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

⑦ 運用の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う市場の混乱やファンドに大量の換金が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

⑧ 運用体制の変更ならびにファンドマネージャーの交代

ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行うために、信託期間の途中においてファンドマネージャーが交代となる場合があります。この場合においても、ファンドの運用方針が変更されることはありませんが、ファンドマネージャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

⑨ 店頭デリバティブ取引に適用される制限に関する留意点

店頭デリバティブ取引等の国際的な規制強化を受けて、一定のデリバティブ取引について、取引所等において取引し清算機関を通じて決済することが、また一定の店頭デリバティブ取引について清算機関における清算と証拠金の提供が求められることとなります。さらに一定の清算機関を通さない非清算店頭デリバティブ取引については、取引当事者間での証拠金の授受が求められることとなります。ファンドが店頭デリバティブ取引等を活用する場合、当該規制による店頭デリバティブ・ディーラーのコスト増を受けた運用管理費用の増大や、証拠金拠出に備えた現金等の保有比率の高まりによる投資対象資産の組入比率の低下等により、ファンドの投資目的達成に悪影響を及ぼす可能性があります。また、清算ブローカーや清算機関が支払不能又は債務不履行に陥った場合、ファンドが拠出した証拠金が回収できなくなり、清算金の返金が遅れる可能性があります。この他、規制対象とならない店頭デリバティブ取引を行う場合、規制対象のデリバティブ取引に比べ、信用リスクや決済リスクその他のリスクが複雑なものとなる可能性があります。

⑩ 現金等の組入に関する留意事項

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

(2) リスク管理体制

① ファンドの運用リスク管理

＜シュローダー・グループ全体の運用リスク管理＞

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネージャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュローダー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネージャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネージャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。

② 内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。

また、当社のリスク部門等やシュローダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

③ 内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

④ 外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）*準拠の検証、投資一任契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。

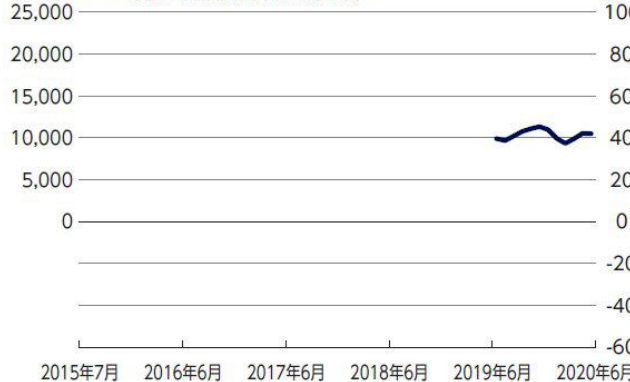
*グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

※上記体制は2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2015年7月末～2020年6月末

— 当ファンドの年間騰落率(右軸)
— 分配金再投資基準価額(左軸)



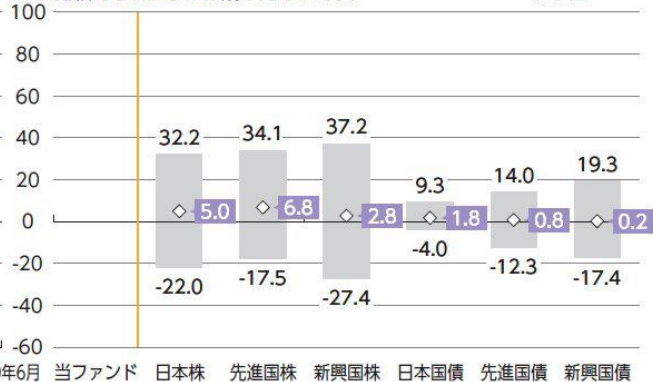
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2015年7月末～2020年6月末

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2015年7月から2020年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の基準価額に 3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率 1.298%（税抜 1.18%）を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

配分(年率/税抜)		役務の内容
委託会社	0.60%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への 情報提供資料の作成等
販売会社	0.55%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

- ① 組入有価証券の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額
- ③ 上記①および②に準ずる費用であり受益者の負担として信託財産中から支弁するのが相当であると委託者が合理的に判断する費用およびこれらに係る消費税等相当額
- ④ その他の諸費用およびこれらに係る消費税等相当額。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 - 1) 監査費用
 - 2) 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
 - 3) 目論見書の作成・印刷・交付費用
 - 4) 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

- 5) 信託約款の作成・印刷・届出費用
- 6) 運用報告書の作成・印刷・交付費用
- 7) 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
- 8) 投信振替制度に係る費用および手数料等
- 9) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 10) 格付の取得に要する費用
- 11) 上記1) から 10) に準ずる費用であり以下に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用

委託会社は、上記④の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率 0.11%（税抜 0.10%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、年率 0.11%（税抜 0.10%）を上限としてこれを変更することができます。

上記④の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されることで、ファンドの基準価額に反映されます。係る諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

※上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

※（4）その他の手数料等のうち、①および②の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記（3）および（4）の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）およびジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

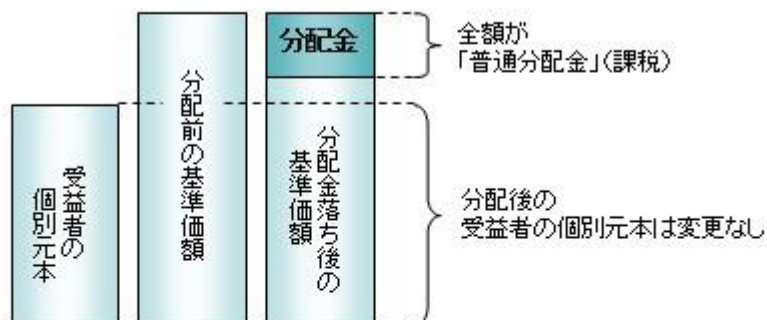
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

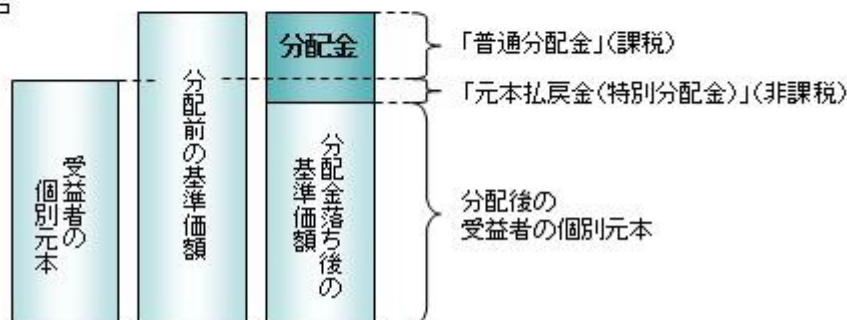
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



⑤ 米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」といいます。）が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」といいます。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA 上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI（以下「NPFFI」といいます。）に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

※外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2020年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【シュローダー日本株E S Gフォーカス・ファンド】

以下の運用状況は2020年6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	15,833,812	100.03
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△4,889	△0.03
合計（純資産総額）		15,828,923	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド	10,278,359	1.5497	15,928,835	1.5405	15,833,812	100.03

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2020年6月22日）	15	15	1.0574	1.0574
2019年7月末日	6	—	0.9910	—
8月末日	9	—	0.9678	—
9月末日	11	—	1.0222	—
10月末日	10	—	1.0775	—
11月末日	11	—	1.1099	—
12月末日	15	—	1.1343	—
2020年1月末日	15	—	1.0987	—
2月末日	14	—	0.9943	—
3月末日	13	—	0.9344	—
4月末日	14	—	0.9893	—
5月末日	15	—	1.0546	—
6月末日	15	—	1.0507	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2019年7月26日～2020年6月22日	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2019年7月26日～2020年6月22日	5.74

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2019年7月26日～2020年6月22日	24,211,189	9,193,479

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

以下の運用状況は 2020 年 6 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	1,038,692,140	99.42
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	6,060,763	0.58
合計 (純資産総額)		1,044,752,903	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	KDDI	情報・通信業	12,000	3,167.00	38,004,000	3,234.00	38,808,000	3.71
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	9,400	4,031.00	37,891,400	3,848.00	36,171,200	3.46
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	15,200	2,331.00	35,431,200	2,321.50	35,286,800	3.38
日本	株式	日本電設工業	建設業	14,600	2,303.00	33,623,800	2,383.00	34,791,800	3.33
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	6,100	5,512.00	33,623,200	5,450.00	33,245,000	3.18
日本	株式	TDK	電気機器	3,100	10,700.00	33,170,000	10,680.00	33,108,000	3.17
日本	株式	村田製作所	電気機器	5,200	6,396.00	33,259,200	6,316.00	32,843,200	3.14
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	5,600	5,740.00	32,144,000	5,710.00	31,976,000	3.06
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	17,700	1,799.00	31,842,300	1,799.50	31,851,150	3.05
日本	株式	マツモトキヨシホールディングス	小売業	7,700	4,035.00	31,069,500	3,915.00	30,145,500	2.89
日本	株式	シップヘルスケアホールディングス	卸売業	6,700	4,460.00	29,882,000	4,485.00	30,049,500	2.88
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	1,400	19,835.00	27,769,000	21,125.00	29,575,000	2.83
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	6,200	4,714.00	29,226,800	4,698.00	29,127,600	2.79
日本	株式	SMC	機械	500	55,630.00	27,815,000	55,180.00	27,590,000	2.64
日本	株式	ダイフク	機械	2,900	9,060.00	26,274,000	9,420.00	27,318,000	2.61
日本	株式	大塚商会	情報・通信業	4,800	5,700.00	27,360,000	5,680.00	27,264,000	2.61
日本	株式	キーエンス	電気機器	600	44,570.00	26,742,000	45,030.00	27,018,000	2.59
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	21,800	1,237.00	26,966,600	1,199.00	26,138,200	2.50
日本	株式	ヤクルト本社	食料品	4,000	6,700.00	26,800,000	6,350.00	25,400,000	2.43
日本	株式	山九	陸運業	6,200	4,090.00	25,358,000	4,050.00	25,110,000	2.40
日本	株式	ニフコ	化学	10,900	2,300.00	25,070,000	2,299.00	25,059,100	2.40
日本	株式	スタンレー電気	電気機器	9,600	2,590.00	24,864,000	2,595.00	24,912,000	2.38

日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	56,500	437.50	24,718,750	421.60	23,820,400	2.28
日本	株式	東レ	繊維製品	42,700	516.00	22,033,200	507.50	21,670,250	2.07
日本	株式	デジタルガレージ	情報・通信業	5,600	3,560.00	19,936,000	3,430.00	19,208,000	1.84
日本	株式	良品計画	小売業	12,300	1,563.00	19,224,900	1,525.00	18,757,500	1.80
日本	株式	N I T T O K U	機械	6,200	3,040.00	18,848,000	3,020.00	18,724,000	1.79
日本	株式	不二製油グループ本社	食料品	6,600	2,881.00	19,014,600	2,772.00	18,295,200	1.75
日本	株式	マキタ	機械	4,600	3,900.00	17,940,000	3,915.00	18,009,000	1.72
日本	株式	エフピコ	化学	1,900	8,220.00	15,618,000	8,610.00	16,359,000	1.57

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	6.27
		食料品	4.18
		繊維製品	2.07
		化学	5.08
		医薬品	8.87
		石油・石炭製品	1.41
		ゴム製品	1.31
		機械	11.60
		電気機器	11.28
		輸送用機器	6.14
		その他製品	1.36
		陸運業	2.40
		情報・通信業	14.91
		卸売業	7.56
		小売業	7.51
		銀行業	2.28
		保険業	3.71
		その他金融業	1.12
		サービス業	0.35
		合 計	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

■設定来の基準価額および純資産総額の推移



※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日:2019年7月26日

分配の推移

■分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2020年6月	設定来累計
分配金	0円	0円

主要な資産の状況

■組入上位業種

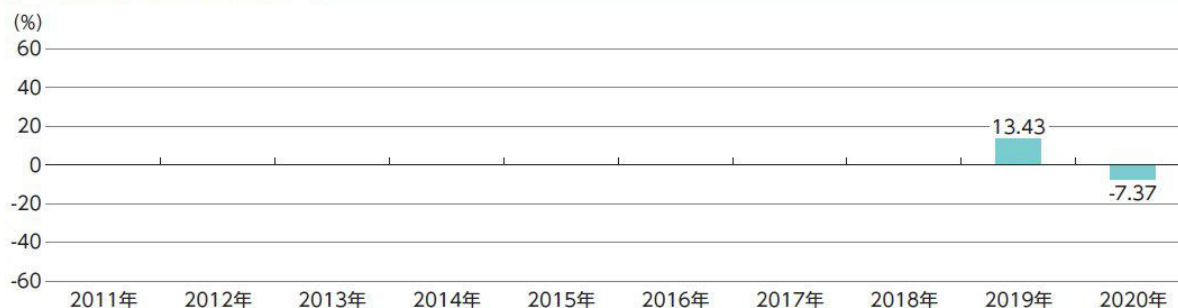
順位	業種名	投資比率(%)
1	情報・通信業	15.0
2	機械	11.7
3	電気機器	11.3
4	医薬品	8.9
5	卸売業	7.6
6	小売業	7.6
7	建設業	6.3
8	輸送用機器	6.2
9	化学	5.1
10	食料品	4.2

■組入上位銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	KDDI	情報・通信業	3.7
2	武田薬品工業	医薬品	3.5
3	伊藤忠商事	卸売業	3.4
4	日本電設工業	建設業	3.3
5	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.2
6	TDK	電気機器	3.2
7	村田製作所	電気機器	3.1
8	豊田自動織機	輸送用機器	3.1
9	アステラス製薬	医薬品	3.0
10	マツモトキヨシホールディングス	小売業	2.9

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2019年7月26日が設定日のため、2018年以前の実績はありません。2019年は7月26日から12月末までの騰落率です。

2020年は1月から6月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(6) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他合理的な事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

(9) 米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対しもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対しもしくは非米国人のために、直接・間接的に問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」といいます。）に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託（当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者（および信託が取消不能の場合には信託設定者）が米国人でない信託）、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団（米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。）を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資（コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等）を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート4の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づ

き登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体（ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」（1933 年証券法に基づきルール 501(a)に定義される。）により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。）。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v) (a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996 年 8 月 20 日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(5) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 解約単位

1 口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他合理的な事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

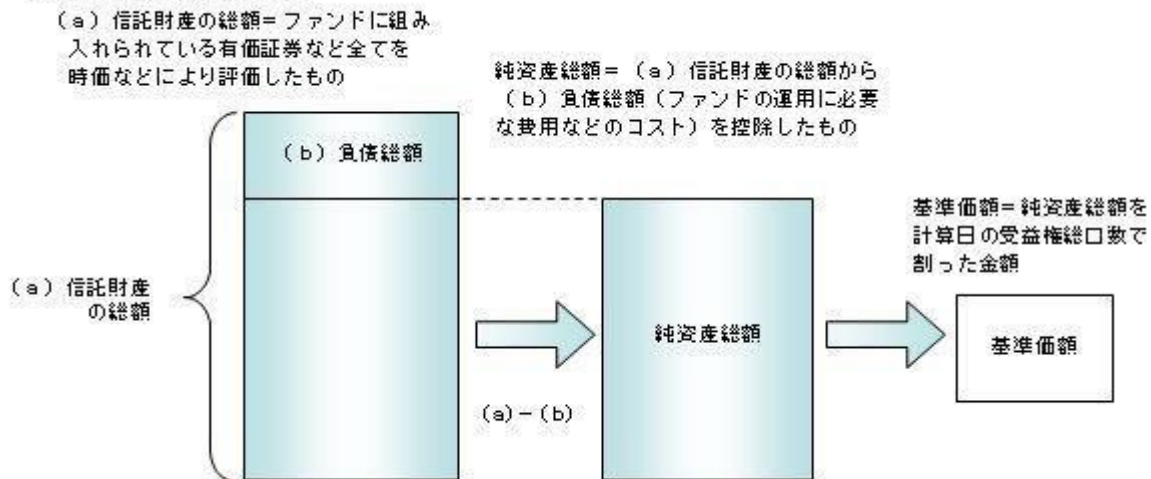
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。為替予約取引の評価については、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2029年6月20日（当該日が休業日の場合は翌営業日）までとします（2019年7月26日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 市場の大幅な変動などにより委託会社が運用を続けることが困難であると判断した場合
 - ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ニ) 正当な理由があるとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

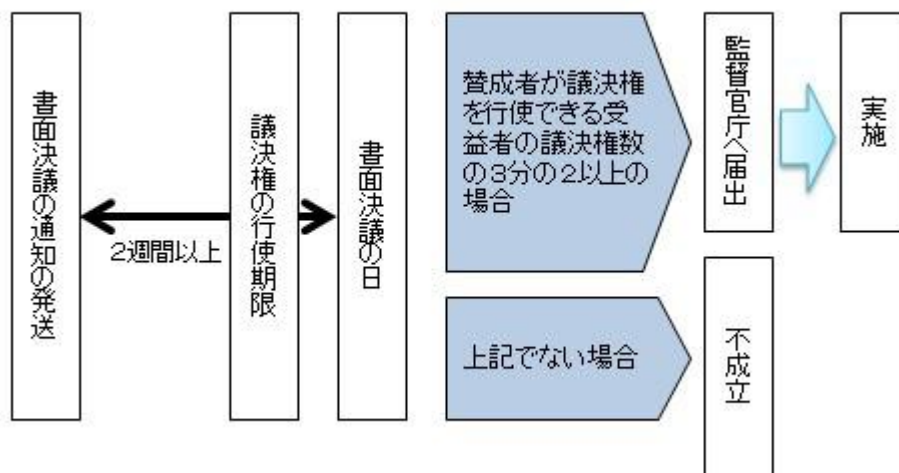
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の 2 週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの第 1 期計算期間は、信託約款第 42 条により、2019 年 7 月 26 日から 2020 年 6 月 22 日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期計算期間(2019 年 7 月 26 日から 2020 年 6 月 22 日まで)の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年7月22日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	佐々木 貴司
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	太田 英男
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー日本株ESGフォーカス・ファンドの2019年7月26日から2020年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー日本株ESGフォーカス・ファンドの2020年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【シュローダー日本株E S Gフォーカス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期
(2020年6月22日現在)

資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	15,962,405
流動資産合計	15,962,405
資産合計	15,962,405
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,930
未払委託者報酬	74,042
その他未払費用	6,394
流動負債合計	82,366
負債合計	82,366
純資産の部	
元本等	
元本	15,017,710
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	862,329
（分配準備積立金）	147,146
元本等合計	15,880,039
純資産合計	15,880,039
負債純資産合計	15,962,405

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第 1 期
(自 2019 年 7 月 26 日
至 2020 年 6 月 22 日)

営業収益	
有価証券売買等損益	488,434
営業収益合計	488,434
営業費用	
受託者報酬	3,761
委託者報酬	143,815
その他費用	12,410
営業費用合計	159,986
営業利益又は営業損失 (△)	328,448
経常利益又は経常損失 (△)	328,448
当期純利益又は当期純損失 (△)	328,448
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	181,302
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	998,087
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	998,087
剰余金減少額又は欠損金増加額	282,904
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	282,904
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	862,329

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 [2020年6月22日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000 円
期中追加設定元本額	23,211,189 円
期中解約元本額	9,193,479 円
2. 受益権の総数	15,017,710 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期 自 2019年7月26日 至 2020年6月22日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (139,129 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (8,017 円)、信託約款に規定される収益調整金 (715,183 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 862,329 円 (1 万口当たり 574.18 円) がありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第1期 自 2019年7月26日 至 2020年6月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 1 期 [2020 年 6 月 22 日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第 1 期 (2020 年 6 月 22 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	294,894 円
合計	294,894 円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 1 期 [2020 年 6 月 22 日現在]
1 口当たり純資産額	1.0574 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,574 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド	10,299,655	15,962,405	
合計		10,299,655	15,962,405	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2020 年 6 月 22 日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	19,141,628
株式	1,045,898,420
未収入金	6,251,126
未収配当金	7,630,450
流動資産合計	1,078,921,624
資産合計	1,078,921,624
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,272,566
未払利息	49
流動負債合計	10,272,615
負債合計	10,272,615
純資産の部	
元本等	
元本	689,533,050
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	379,115,959
元本等合計	1,068,649,009
純資産合計	1,068,649,009
負債純資産合計	1,078,921,624

(注) 「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」の計算期間は原則として毎年 6 月 21 日から翌年 6 月 20 日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2020 年 6 月 22 日における同ファンドの状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

	[2020 年 6 月 22 日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	739,098,881 円
期中追加設定元本額	271,204,670 円
期中解約元本額	320,770,501 円
元本の内訳	
ファンド名	
シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ	679,233,395 円
シュローダー日本株E S Gフォーカス・ファンド	10,299,655 円
計	689,533,050 円
2. 受益権の総数	689,533,050 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2019 年 7 月 26 日 至 2020 年 6 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

II 金融商品の時価等に関する事項

	[2020 年 6 月 22 日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

(2020 年 6 月 22 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	15,991,831 円
合計	15,991,831 円

注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー日本株 E S G フォーカス・ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	[2020 年 6 月 22 日現在]
1 口当たり純資産額	1.5498 円
(1 万口当たり純資産額)	(15,498 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
住友林業	7,200	1,301.000	9,367,200	
日本電設工業	14,600	2,303.000	33,623,800	
日揮ホールディングス	6,700	1,173.000	7,859,100	
大気社	4,500	3,090.000	13,905,000	
ヤクルト本社	4,000	6,700.000	26,800,000	
不二製油グループ本社	6,600	2,881.000	19,014,600	
東レ	42,700	516.000	22,033,200	
J S R	5,600	2,030.000	11,368,000	
エフピコ	1,900	8,220.000	15,618,000	
ニフコ	10,900	2,300.000	25,070,000	
武田薬品工業	9,400	4,031.000	37,891,400	
アステラス製薬	17,700	1,799.000	31,842,300	
日本新薬	1,000	8,940.000	8,940,000	
参天製薬	8,000	2,030.000	16,240,000	
J X T Gホールディングス	38,600	392.000	15,131,200	
ブリヂストン	2,300	3,516.000	8,086,800	
三ツ星ベルト	3,400	1,641.000	5,579,400	
N I T T O K U	6,200	3,040.000	18,848,000	
ディスコ	600	25,300.000	15,180,000	
SMC	500	55,630.000	27,815,000	
ローツェ	2,600	5,460.000	14,196,000	
ダイフク	2,900	9,060.000	26,274,000	
マキタ	4,600	3,900.000	17,940,000	
TDK	3,100	10,700.000	33,170,000	
キーエンス	600	44,570.000	26,742,000	
スタンレー電気	9,600	2,590.000	24,864,000	
村田製作所	5,200	6,396.000	33,259,200	
豊田自動織機	5,600	5,740.000	32,144,000	
いすゞ自動車	12,800	974.400	12,472,320	
ハイレックスコーポレーション	9,600	1,297.000	12,451,200	

シマノ	400	20,690.000	8,276,000	
ピジョン	3,400	4,190.000	14,246,000	
山九	6,200	4,090.000	25,358,000	
野村総合研究所	3,800	2,916.000	11,080,800	
大塚商会	4,900	5,700.000	27,930,000	
デジタルガレージ	5,600	3,560.000	19,936,000	
KDDI	12,000	3,167.000	38,004,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	21,800	1,237.000	26,966,600	
ソフトバンクグループ	6,100	5,512.000	33,623,200	
シップヘルスケアホールディングス	6,700	4,460.000	29,882,000	
伊藤忠商事	15,200	2,331.000	35,431,200	
トラスコ中山	4,900	2,721.000	13,332,900	
マツモトキヨシホールディングス	7,700	4,035.000	31,069,500	
良品計画	12,300	1,563.000	19,224,900	
ニトリホールディングス	1,400	19,835.000	27,769,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	56,500	437.500	24,718,750	
第一生命ホールディングス	7,500	1,367.500	10,256,250	
東京海上ホールディングス	6,200	4,714.000	29,226,800	
オリックス	8,800	1,391.000	12,240,800	
エムスリー	800	4,500.000	3,600,000	
合 計	441,200		1,045,898,420	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2020 年 6 月 30 日現在です。

【シュローダー日本株E S Gフォーカス・ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	15,833,812円
II 負債総額	4,889円
III 純資産総額（I－II）	15,828,923円
IV 発行済口数	15,064,407口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0507円

（参考）

シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	1,046,604,807円
II 負債総額	1,851,904円
III 純資産総額（I－II）	1,044,752,903円
IV 発行済口数	678,205,024口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5405円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2020年6月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2020年6月末現在）

① 経営体制

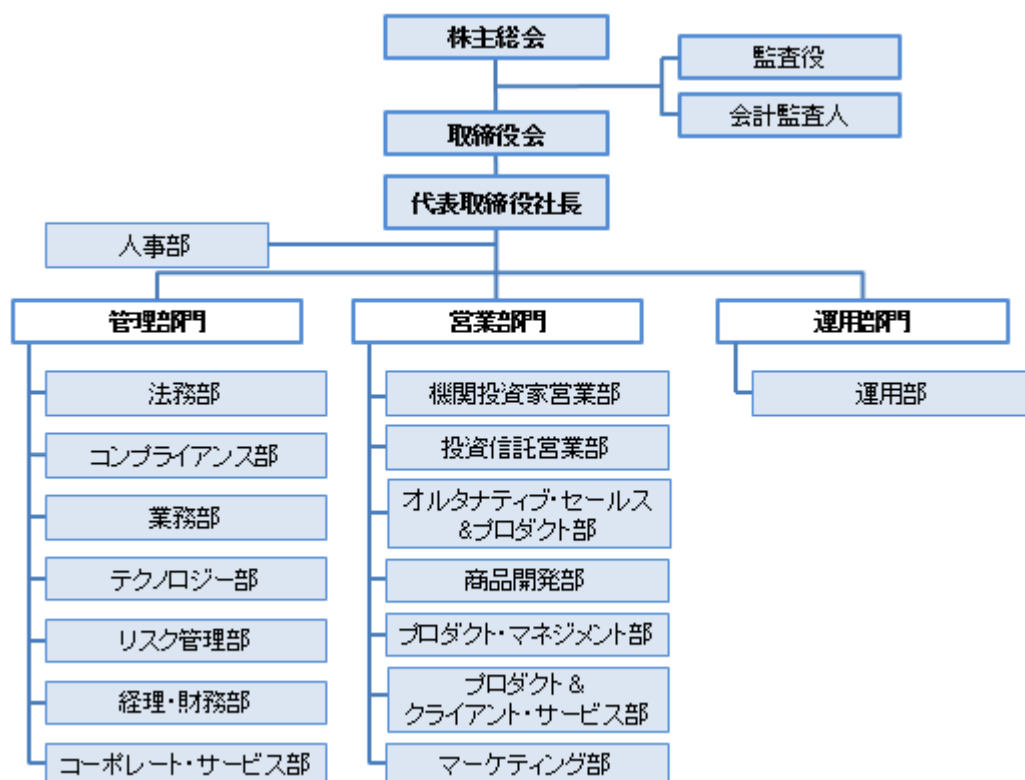
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

※委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



② 投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運用会議を経て決定されます。
Do（実行）	各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	プロダクト担当は月次で Aladdin システムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認を行います。このプロセスは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

2020年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	52	665,321,881,411

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 29 期事業年度（2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、E Y 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和2年3月13日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の令和元年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 28 期 (2018 年 12 月 31 日)	第 29 期 (2019 年 12 月 31 日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	1,662,090	1,345,979
前払費用	52,367	62,562
貸付金	*2 1,500,000	1,010,000
未収入金	*2 236,713	207,801
未収委託者報酬	705,207	639,271
未収運用受託報酬	1,490,494	1,013,562
未収還付法人税等	-	67,568
未収還付消費税等	-	49,534
その他の流動資産	31	-
流 動 資 産 合 計	5,646,905	4,396,281
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1 17,324	13,588
器具備品(純額)	*1 53,945	37,863
有形固定資産合計	71,269	51,451
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	7,068	2,323
無形固定資産合計	10,768	6,022
投資その他の資産		
投資有価証券	8,242	-
長期差入保証金	247,398	248,310
繰延税金資産	1,065,191	946,117
投資その他の資産合計	1,320,832	1,194,428
固 定 資 産 合 計	1,402,870	1,251,902
資 産 合 計	7,049,775	5,648,183

(単位：千円)

	第 28 期 (2018 年 12 月 31 日)	第 29 期 (2019 年 12 月 31 日)
負 債 の 部		
流 動 負 債		
預り金	51,774	51,958
未払金		
未払収益分配金	25	-
未払償還金	4,161	-
未払手数料	193,667	181,987
その他未払金	*2 1,777,995	1,666,506
未払費用	67,452	76,786
未払法人税等	337,567	-
未払消費税等	57,096	-
流 動 負 債 合 計	2,489,740	1,977,239
固 定 負 債		
長期未払金	*2 632,083	542,551
長期未払費用	7,167	5,730
退職給付引当金	905,285	840,311
役員退職慰労引当金	9,500	14,773
資産除去債務	91,375	55,952
固 定 負 債 合 計	1,645,411	1,459,318
負 債 合 計	4,135,152	3,436,558
純 資 産 の 部		
株 主 資 本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,925,057	1,221,625
利益剰余金合計	1,925,057	1,221,625
株主資本合計	2,915,057	2,211,625
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 433	-
評価・換算差額等合計	△ 433	-
純 資 産 合 計	2,914,623	2,211,625
負 債 純 資 産 合 計	7,049,775	5,648,183

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 28 期 自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日	第 29 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日
営業収益		
委託者報酬	3,095,865	2,711,007
運用受託報酬	5,855,881	3,914,289
その他営業収益	2,759,091	2,216,257
営業収益計	11,710,839	8,841,553
営業費用		
支払手数料	931,610	807,843
広告宣伝費	102,158	105,904
公告費	1,080	1,080
調査費		
調査費	207,669	217,840
委託調査費	2,275,623	1,473,096
図書費	1,503	3,000
事務委託費	320,220	298,912
営業雑経費		
通信費	26,775	18,610
印刷費	8,978	7,266
協会費	13,080	13,722
諸会費	2,663	5,238
営業費用計	*1 3,891,365	2,952,515
一般管理費		
給料		
役員報酬	298,836	209,369
給料・手当	1,554,122	1,501,295
賞与	902,601	748,730
交際費	10,855	8,807
旅費交通費	65,692	63,033
租税公課	72,533	48,865
不動産賃借料	245,615	249,794
退職給付費用	136,621	130,479
役員退職慰労引当金繰入	10,493	5,273
法定福利費	201,222	191,334
固定資産減価償却費	43,099	△ 9,311
諸経費	1,648,546	1,489,533
一般管理費計	*1 5,190,241	4,637,206
営業利益（△営業損失）	2,629,232	1,251,831
営業外収益		
受取利息	933	463
受取配当金	15	15
有価証券売却益	-	70
為替差益	23,763	-
時効償還金	9,900	4,186
雑益	12,876	2,055
営業外収益計	47,489	6,790
営業外費用		

有価証券売却損	57	-
為替差損	-	10,117
雑損失	231	1,438
営業外費用計	288	11,555
経常利益（△経常損失）	2,676,434	1,247,065
特別損失		
割増退職金等	36,780	61,497
固定資産除却損	84	1,103
特別損失計	36,864	62,601
税引前当期純利益	2,639,569	1,184,464
法人税、住民税及び事業税	777,686	298,822
法人税等調整額	92,140	119,074
法人税等合計	869,827	417,897
当期純利益（△当期純損失）	1,769,741	766,567

(3) 【株主資本等変動計算書】

第28期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	2,115,315	3,105,315	△ 11	3,105,303
当期変動額						
剰余金の配当			△ 1,960,000	△ 1,960,000		△ 1,960,000
当期純利益			1,769,741	1,769,741		1,769,741
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△ 421	△ 421
当期変動額合計	-	-	△ 190,258	△ 190,258	△ 421	△ 190,679
当期末残高	490,000	500,000	1,925,057	2,915,057	△ 433	2,914,623

第29期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,925,057	2,915,057	△ 433	2,914,623
当期変動額						
剰余金の配当			△ 1,470,000	△ 1,470,000		△ 1,470,000
当期純利益			766,567	766,567		766,567
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					433	433
当期変動額合計	-	-	△ 703,432	△ 703,432	433	△ 702,998
当期末残高	490,000	500,000	1,221,625	2,211,625	-	2,211,625

重要な会計方針

項 目	第 29 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（会計上の見積りの変更）

当事業年度において、当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、入居時の使用見込期間である 10 年を経過したことに伴い、今後の使用見込期間を 10 年と想定して再見積りを行いました。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ 36,531 千円増加しております。

（表示方法の変更）

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表関係)

第 28 期 2018 年 12 月 31 日現在	第 29 期 2019 年 12 月 31 日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 162,740 千円 器具備品 184,784 千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 166,477 千円 器具備品 155,860 千円
*2 関係会社項目 貸付金 1,500,000 千円 未収入金 236,713 千円 その他未払金 182,425 千円 長期未払金 182,671 千円	*2 関係会社項目 貸付金 1,010,000 千円 未収入金 188,277 千円 その他未払金 402,213 千円 長期未払金 150,568 千円

(損益計算書関係)

第 28 期 自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日	第 29 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日
*1 関係会社項目 営業収益 5,170,103 千円 営業費用 2,299,674 千円 一般管理費 1,529,054 千円	*1 関係会社項目 営業収益 3,974,381 千円 営業費用 1,490,287 千円 一般管理費 1,249,882 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第 28 期 (自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第 28 期事業年度 期首株式数	第 28 期事業年度 増加株式数	第 28 期事業年度 減少株式数	第 28 期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800 株	—	—	9,800 株
合計	9,800 株	—	—	9,800 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018 年 3 月 28 日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2017 年 12 月 31 日	2018 年 3 月 29 日
2018 年 9 月 20 日 取締役会	普通株式	980,000	100,000	2018 年 6 月 30 日	2018 年 9 月 28 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019 年 3 月 27 日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2018 年 12 月 31 日	2019 年 3 月 29 日

第29期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度 期首株式数	第29期事業年度 増加株式数	第29期事業年度 減少株式数	第29期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 3月27日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2018年 12月31日	2019年 3月29日
2019年 9月24日 取締役会	普通株式	490,000	50,000	2019年 6月30日	2019年 9月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第28期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日		第29期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものに係る未経過リース料	
1年内	5,005千円	1年内	1,251千円
1年超	1,251千円	1年超	0千円
合計	6,256千円	合計	1,251千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日	第 29 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。 貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 貸付金は海外の関連会社に対するものであり、概ね 3 ヶ月程度と短期であり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 ③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左 ③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第 28 期（2018 年 12 月 31 日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,662,090	1,662,090	—
(2) 貸付金	1,500,000	1,500,000	—
(3) 未収入金	236,713	236,713	—
(4) 未収委託者報酬	705,207	705,207	—
(5) 未収運用受託報酬	1,490,494	1,490,494	—
資産計	5,594,505	5,594,505	—
(1) 未払手数料	193,667	193,667	—
(2) その他未払金	1,777,995	1,777,995	—
(3) 長期未払金	632,083	633,721	△1,638
負債計	2,603,746	2,605,384	△1,638

第 29 期（2019 年 12 月 31 日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,345,979	1,345,979	—
(2) 貸付金	1,010,000	1,010,000	—
(3) 未収入金	207,801	207,801	—
(4) 未収委託者報酬	639,271	639,271	—
(5) 未収運用受託報酬	1,013,562	1,013,562	—
資産計	4,216,615	4,216,615	—
(1) 未払手数料	181,987	181,987	—
(2) その他未払金	1,666,506	1,666,506	—
(3) 長期未払金	542,551	543,790	△1,239
負債計	2,391,045	2,392,284	△1,239

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第 28 期 2018 年 12 月 31 日現在	第 29 期 2019 年 12 月 31 日現在
資産 (1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (2) 貸付金 貸付金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (3) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (4) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (5) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 負債 (1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (3) 長期未払金 長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。	資産 (1) 預金 同左 (2) 貸付金 同左 (3) 未収入金 同左 (4) 未収委託者報酬 同左 (5) 未収運用受託報酬 同左 負債 (1) 未払手数料 同左 (2) その他未払金 同左 (3) 長期未払金 同左

(注 2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第 28 期 (2018 年 12 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超
預金	1,662,090	—
貸付金	1,500,000	—
未収入金	236,713	—
未収委託者報酬	705,207	—
未収運用受託報酬	1,490,494	—
合計	5,594,505	—

第 29 期 (2019 年 12 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超
預金	1,345,979	—
貸付金	1,010,000	—
未収入金	207,801	—
未収委託者報酬	639,271	—
未収運用受託報酬	1,013,562	—
合計	4,216,615	—

(注 3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第 28 期 (2018 年 12 月 31 日現在)

該当事項はありません。

第 29 期 (2019 年 12 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第 28 期 (2018 年 12 月 31 日現在)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,103	2,060	43
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	6,139	6,616	△476
合計	8,242	8,676	△433

第 29 期 (2019 年 12 月 31 日現在)

該当事項はありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第 28 期 (自 2018 年 1 月 1 日至 2018 年 12 月 31 日)

財務諸表等規則第 8 条の 7 により記載を省略しております。

第 29 期 (自 2019 年 1 月 1 日至 2019 年 12 月 31 日)

財務諸表等規則第 8 条の 7 により記載を省略しております。

(退職給付関係)

第 28 期 自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日	第 29 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日																																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。 2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>868,018 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>136,621 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△99,355 千円</u></td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td><u>905,285 千円</u></td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>—</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td><u>—</u></td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>905,285 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>905,285 千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>905,285 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>905,285 千円</u></td></tr> </table> (3) 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>136,621 千円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	868,018 千円	退職給付費用	136,621 千円	退職給付の支払額	<u>△99,355 千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>905,285 千円</u>	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	<u>—</u>	非積立型制度の退職給付債務	905,285 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>905,285 千円</u>	退職給付引当金	<u>905,285 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>905,285 千円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	136,621 千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>905,285 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>130,479 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△195,453 千円</u></td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td><u>840,311 千円</u></td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>—</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td><u>—</u></td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>840,311 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>840,311 千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>840,311 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>840,311 千円</u></td></tr> </table> (3) 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>130,479 千円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	905,285 千円	退職給付費用	130,479 千円	退職給付の支払額	<u>△195,453 千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>840,311 千円</u>	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	<u>—</u>	非積立型制度の退職給付債務	840,311 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311 千円</u>	退職給付引当金	<u>840,311 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311 千円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	130,479 千円
期首における退職給付引当金	868,018 千円																																												
退職給付費用	136,621 千円																																												
退職給付の支払額	<u>△99,355 千円</u>																																												
期末における退職給付引当金	<u>905,285 千円</u>																																												
積立型制度の退職給付債務	—																																												
年金資産	<u>—</u>																																												
非積立型制度の退職給付債務	905,285 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>905,285 千円</u>																																												
退職給付引当金	<u>905,285 千円</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>905,285 千円</u>																																												
簡便法で計算した退職給付費用	136,621 千円																																												
期首における退職給付引当金	905,285 千円																																												
退職給付費用	130,479 千円																																												
退職給付の支払額	<u>△195,453 千円</u>																																												
期末における退職給付引当金	<u>840,311 千円</u>																																												
積立型制度の退職給付債務	—																																												
年金資産	<u>—</u>																																												
非積立型制度の退職給付債務	840,311 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311 千円</u>																																												
退職給付引当金	<u>840,311 千円</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>840,311 千円</u>																																												
簡便法で計算した退職給付費用	130,479 千円																																												

(税効果会計関係)

第 28 期 自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日	第 29 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 (千円) 未払費用否認 737,699 退職給付引当金損金 算入限度超過額 277,198 役員退職慰労引当金否認 2,908 資産除去債務 27,253 その他 20,132 繰延税金資産小計 1,065,191 評価性引当額 - 繰延税金資産合計 1,065,191 繰延税金資産の純額 1,065,191	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 (千円) 未払費用否認 665,647 退職給付引当金損金 算入限度超過額 257,303 役員退職慰労引当金否認 4,523 資産除去債務 17,132 その他 1,510 繰延税金資産小計 946,117 評価性引当額 - 繰延税金資産合計 946,117 繰延税金資産の純額 946,117
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 法定実効税率 30.9% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 3.3% 過年度法人税等 0.7% その他 △1.9% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 33.0%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 法定実効税率 30.6% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 4.9% 過年度法人税等 0.0% その他 △0.3% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 35.3%

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室貸賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当初の使用見込期間を経過したため当会計期間中に再見積もりを実施し、当初算定時と同じ使用見込期間及び割引率（10 年間、1.4%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	第 28 期	第 29 期
	自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日	自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日
期首残高	90,113	91,375
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
その他増減額（△は減少）	1,261	△35,422
期末残高	91,375	55,952

2. 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第28期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,095,865	5,855,881	2,482,190	276,901	11,710,839

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
8,161,026	3,549,812	11,710,839

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社 (※)	1,238,441	投資顧問業

(※) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

該当事項はありません。

第 29 期（自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,711,007	3,914,289	1,939,468	276,788	8,841,553

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
6,158,330	2,683,223	8,841,553

（注） 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

＜報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報＞

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報＞

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報＞

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第28期 (自2018年1月1日至2018年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 直接 100%	当社への 出資	剰余金の配当	1,960,000	-	-
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接 100%	当社の最終親会社	一般管理費 (役員および従業員の賞与の負担金) (注1)	61,184	未払金 (その他未払金) 長期未払金	182,425 182,672

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の回収 (注6) 資金の貸付 (注6) 受取利息	5,520,000 5,520,000 934	貸付金 未収入金	1,500,000 198
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注7) サービス提供業務報酬の受取 (注8) 情報提供業務報酬の受取 (注9) 役務提供業務の対価の受取 (注9) 運用再委託報酬の支払 (注7) 一般管理費 (諸経費) の支払 (注9)	74,427 313,078 159,464 69,370 1,865,835 330,481	未収運用受託報酬 未収入金 未払金 (その他未払金)	6,665 45,986 123,105

兄弟会社 (注 4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務 委託等	運用受託報酬 の受取 (注 7)	67,415	未収運用 受託報酬	6,089
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注 8)	232,131	未収入金	22,662
							役務提供業務 の対価の受取 (注 9)	11,123		
							運用再委託報 酬の支払 (注 7)	21,934	未払金 (その他 未払金)	109,182
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注 9)	880,811		
兄弟 会社の子会社 (注 5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント (ヨーロッパ)・エス・エー	ルクセンブルク	12.8 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取 (注 7)	2,029,159	未収運用 受託報酬	132,117
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注 8)	1,334,923	未収入金	91,383
							運用再委託報 酬の支払 (注 7)	118,866	未払金 (その他 未払金)	9,529

(注 2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。

(注 3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。

(注 4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。

(注 5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の 100%を保有しております。

(注 6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね 3 ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注 7) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注 8) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注 9) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー (最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド (親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第29期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位 千円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 直接 100%	当社への 出資	剰余金の配当	1,470,000	-	-
最終 親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株 会社	被所有 間接 100%	当社の 最終 親会社	一般管理費 (役員および 従業員の賞与 の負担金) (注1)	71,267	未払金 (その他 未払金) 長期 未払金	119,523 135,141

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位 千円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 (注6) 資金の貸付 (注6) 受取利息	4,530,000 4,040,000 463	貸付金 未収入金	1,010,000 24
兄弟 会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取(注7) サービス提供 業務報酬 の受取 (注8) 情報提供業務 報酬の受取 (注9) 役務提供業務 の対価の受取 (注9) 運用再委託報 酬の支払 (注7) 一般管理費 (諸経費)の支 払(注9)	67,947 305,298 159,053 63,840 1,092,097 356,723	未収運用 受託報酬 未収入金 未払金 (その他 未払金)	9,713 55,332 129,496

兄弟会社 (注 4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務 委託等	運用受託報酬 の受取 (注 7)	61,401	未収運用 受託報酬	5,295
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注 8)	180,139	未収入金	12,277
							役務提供業務 の対価の受取 (注 9)	10,786		
							運用再委託報酬 の支払 (注 7)	17,780	未払金 (その他 未払金)	76,016
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注 9)	717,726		
兄弟 会社 の子会社 (注 5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント (ヨーロッパ)・エス・エー	ルクセンブルク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取 (注 7)	1,419,530	未収運用 受託報酬	110,631
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注 8)	1,081,204	未収入金	82,042
									未払金 (その他 未払金)	7,653

(注 2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ビーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。

(注 3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。

(注 4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。

(注 5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の 100%を保有しております。

(注 6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね 3 ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注 7) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注 8) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注 9) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ビーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 28 期 自 2018 年 1 月 1 日 至 2018 年 12 月 31 日	第 29 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日
1 株当たり純資産額 297,410 円 60 銭	1 株当たり純資産額 225,676 円 03 銭
1 株当たり当期純利益 180,585 円 91 銭	1 株当たり当期純利益 78,221 円 18 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 1,769,741 千円 普通株式に係る当期純利益 1,769,741 千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 766,567 千円 普通株式に係る当期純利益 766,567 千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

シュローダー日本株E S Gフォーカス・ファンド

信託約款

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
シュローダー日本株ESGフォーカス・ファンド
運用の基本方針

信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の積極的な成長をめざした運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に、主としてわが国の株式を投資対象とします。
- ② 株式の実質組入比率は原則として高位を基本とします。
- ③ 株式の銘柄選択にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価におけるESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。また、エンゲージメント（企業との建設的対話）を通じて、ESGの観点で今後の改善が期待できる企業に対しても長期的視点で投資します。

* シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等を行います。

- ④ 株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ 資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

年1回の毎決算時（毎年6月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が上記①の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。なお、収益分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
シュローダー日本株E S Gフォーカス・ファンド
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条、第18条第1項、同条第2項および第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

- 第3条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金4,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年6月20日（当該日が休業日の場合は翌営業日）までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第6条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による信託によって生じた受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に応じて、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第 30 条に規定する外国為替予約の評価は、原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の変化する受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいい、以下「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社がそれぞれ独自に定める単位をもって取得申込に応じることができます。また、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しても同様とします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込を受付けた日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は 1 口につき 1 円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とし、受益者が第 47 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 42 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ③ 前項の手数料（その減免を含みます。）の額は、指定販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ④ 第 1 項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による

市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条から第25条までに定めるものに限りま。
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券(金融商品取引法第2条第1項第1号で定めるものをいいます。)
2. 地方債証券(金融商品取引法第2条第1項第2号で定めるものをいいます。)
3. 特別の法律により法人の発行する債券(金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。)
4. 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
5. 社債券(相互会社の社債券を含みます。)(金融商品取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(次号、第8号および第11号に掲げるものを除きます。)(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
7. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
8. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
9. 株券または新株予約権証券(金融商品取引法第2条第1項第9号で定めるものをいいます。)

10. 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
11. 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
12. 貸付信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 12 号で定めるものをいいます。）
13. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 13 号で定めるものをいいます。）
14. 信託法（平成 18 年法律第 108 号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
15. 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券法（昭和 6 年法律第 15 号）に規定する抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で本項第 1 号から第 9 号までまたは第 12 号から前号までに掲げる証券または証書の性質を有するもの（次号に掲げるものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 17 号で定めるものをいいます。）
18. 外国の者の発行する証券または証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもののうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令で定めるもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
19. 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準および方法に従い行う金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引にかかる権利、外国金融商品市場（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下この号において同じ。）において行う取引であって金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引と類似の取引にかかる権利または金融商品市場および外国金融商品市場によらないで行う金融商品取引法第 2 条第 22 項第 3 号もしくは第 4 号に掲げる取引にかかる権利（以下「オプション」といいます。）を表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
20. 前各号に掲げる証券または証書の預託を受けた者が当該証券または証書の発行された国以外の国において発行する証券または証書で、当該預託を受けた証券または証書にかかる権利を表示するもの（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
21. 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益または投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして金融商品取引法施行令で定める証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 21 号で定めるものをいいます。）

なお、金融商品取引法第2条第1項第9号の証券または証書ならびに同項第17号および第20号の証券または証書のうち第9号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、同項第1号から第5号までの証券ならびに同項第12号および第17号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するもの、ならびに同項第11号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、同項第10号の証券および第11号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 信託の受益権（前項第10号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきものおよび同項第 12 号から第 14 号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
 6. 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第10号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第 17 号および第18号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除きます。）（金融商品取引法第 2 条第 2 項第 2 号で定めるものをいいます。）

7. 合名会社もしくは合資会社の社員権（金融商品取引法施行令で定めるものに限り。）または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
 8. 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第2項第4号で定めるものをいいます。）
 9. 民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約、商法（明治32年法律第48号）第535条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除きます。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」といいます。）が出資または拠出をした金銭（これに類するものとして金融商品取引法施行令で定めるものを含みます。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」といいます。）から生ずる収益の配当または当該出資対象事業にかかる財産の分配を受けることができる権利であって、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利およびこの項（この号を除きます。）の規定により有価証券とみなされる権利を除きます。）（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）
 - イ. 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として金融商品取引法施行令で定める場合における当該出資者の権利
 - ロ. 出資者がその出資または拠出の額を超えて収益の配当または出資対象事業にかかる財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イ. に掲げる権利を除きます。）
 - ハ. 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第1項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第10号に規定する事業を行う同法第5条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第2項に規定する共済事業を行う同法第4条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第11号、第93条第1項第6号の2もしくは第100条の2第1項第1号に規定する事業を行う同法第2条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第7項に規定する共済事業を行う同法第3条に規定する組合と締結した共済契約または不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利（イ. およびロ. に掲げる権利を除きます。）
 - ニ. イ. からハ. までの掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益または出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして金融商品取引法施行令で定める権利
 10. 外国の法令に基づく権利であって、前号に掲げる権利に類するもの（金融商品取引法第2条第2項第6号で定めるものをいいます。）
 11. 特定電子記録債権および本項第5号から第10号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券および本項第5号から第10号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益または投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして金融商品取引法施行令で定める権利（金融商品取引法第2条第2項第7号で定めるものをいいます。）
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条および第17条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第28条まで、第30条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条および第 17 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 28 条まで、第 30 条および第 35 条から第 37 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

- 第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

- 第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、
- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 22 条 委託者は、価格変動リスクを低減するため、日本国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

- ② 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、日本国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、価格変動リスクを低減するため、日本国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第 23 条 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格評価会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

- 第 24 条 委託者は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを低減するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格評価会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
 - ④ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる日本国内または外国において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ⑤ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ⑥ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

- 第 25 条 委託者は、価格変動リスクを低減するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イおよび同条第 22 項第 6 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

- ② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項第 6 号イに掲げるものに限りま
す。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令
および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

- 第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（公社債の空売りの指図および範囲）

- 第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図および範囲）

- 第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

- 第 29 条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

- 第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを低減するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（投資制限）

- 第 31 条 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属すると

みなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）との合計額が信託財産の純資産総額の 20%を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、マザーファンド受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものはその計算の対象外とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第 32 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前各項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 33 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーまたは外国法人が発行する譲渡性預

金証書は、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

- 第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等（信託契約の一部解約請求等を含みます。）の指図ができます。

（再投資の指図）

- 第36条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約代金および信託財産に属する有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

- 第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を超えない額
 2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額を超えない額
 3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えない額
 - ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
 - ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（デリバティブ取引にかかる確認的規定）

- 第38条 委託者または受託者は、この信託約款に基づいて取引指図するデリバティブ取引として、金融商品清算機関（外国の金融商品清算機関を含みます。以下「清算機関」といいます。）が取引の両当事者間に入って当該取引の各当事者の取引相手となり清算される店頭デリバティブ（以下「中央清算されるデリバティブ取引」といいます。）の取引指図をすることができ、また、これに伴い、下記の指図をすることができます。
1. 清算ブローカーが債務不履行に陥った場合に、清算機関の規則にしたがって当該清算ブローカーが保有するオープン・ポジションをその他の清算ブローカーに移転または移管するよう当該清算機関に対して指図すること
 2. 清算機関が債務不履行に陥った場合に、オープン・ポジションをその他の清算機関に移管するよう指図すること

3. その他、中央清算されるデリバティブ取引に関する一切の行為

- ② 委託者は、この信託およびこの信託が行うデリバティブ取引に関する情報を、適用法令に従い要請される、取引相手、清算会員、清算機関、取引情報蓄積機関、その他仲介業者およびその他関係者に提供することができます。

(担保権等設定にかかる確認的規定)

第39条 委託者は、信託財産における特定の資産につき、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、クレジットデリバティブ取引、有価証券の貸付け、公社債の借入れ、外国為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権等の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権等の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権等の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前各項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし、第1計算期間については2019年7月26日から2020年6月22日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前各項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第44条 信託財産に関する以下の費用（以下総称して「諸経費」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

1. 組入有価証券の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
2. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用および受託者が立替えた立替金の利息
3. 前各号に準ずる費用であり受益者の負担として信託財産中から支弁するのが相当であると委託者が合理的に判断する費用

- ② 前項に規定する信託事務の処理に要する費用のうち、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
1. 監査費用
 2. 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
 3. 目論見書の作成・印刷・交付費用
 4. 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
 5. 信託約款の作成・印刷・届出費用
 6. 運用報告書の作成・印刷・交付費用
 7. 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
 8. 投信振替制度に係る費用および手数料等
 9. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 10. 格付の取得に要する費用
 11. 前各号に準ずる費用であり以下の各項に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第 3 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第 2 項に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（信託報酬の額および支弁の方法）

- 第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.18% を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

- 第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）

- 第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算

期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第 50 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 50 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

- 第 48 条 受託者は、収益分配金については、前条第 1 項に規定する支払開始日または前条第 2 項に規定する収益分配金の再投資を行う日までに、償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

- 第 49 条 受益者が、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

- 第 50 条 受益者（指定販売会社を含みます。以下、本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、1 口単位または指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。
- ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
 - ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の基準価額とします。

- ⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第 51 条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合、市場の大幅な変動などにより委託者が運用を続けることが困難であると判断した場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第 52 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 56 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第 53 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 56 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第 54 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 55 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 56 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 56 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 57 条 この信託は、受益者が第 50 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 51 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 58 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 59 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 60 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 61 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 62 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 63 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019 年 7 月 26 日 (信託契約締結日)

委託者 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社

Schroders
シュローダー・インベストメント・マネジメント